

J A S 制度と同等の制度を有する国（平成 1 6 年 3 月末現在）

- 1 農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（J A S 法第 1 9 条の 6 の 2 第 1 項及び第 1 9 条の 6 の 4 第 1 項）

農林物資	国 名
製材(広葉樹製材を除く。)	アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、ノルウェー
広葉樹製材	オーストラリア、カナダ、ノルウェー
合板	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ
集成材	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ、ノルウェー
フローリング	アメリカ合衆国、インドネシア、カナダ
単板積層材	アメリカ合衆国、インドネシア、オーストラリア、カナダ
構造用パネル	アメリカ合衆国、カナダ
枠組壁工法構造用たて継ぎ材	アメリカ合衆国、カナダ
有機農産物及び有機農産物加工食品	アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク

これらの国に事業所を有する者は、当該農林物資の登録外国格付機関及び登録外国認定機関の登録申請ができる。

現在登録されている登録外国格付機関：なし

現在登録されている登録外国認定機関：2 9 機関

2 指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（JAS法第15条の7第2項）

指定農林物資	国名
有機農産物及び有機農産物加工食品	アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク

これらの国の政府機関その他これに準ずる機関<sup>注</sup>が発行する証明書をもって、平成13年4月1日以降、認定輸入業者は当該輸入農林物資に有機JASマークを付することができる。